何かおかしい、今の政治！

暴言はなぜ止まらない？

先月は、地元のM国会議員が「長靴業界はだいぶもうかった」発言で辞任したばかり。

4月に入り自民党の今村雅弘復興大臣が、福島第一原発事故による自主避難者への住宅無償提供打ち切りについて、ある記者の質問に対し「福島に帰れないのは自己責任、裁判でもなんでもやればいい」と国の責任を放棄。被災者から批判が殺到し辞任を求める声があがっています。

避難者の思いを踏みにじる許せない暴言です。

安倍政権は本当に国民の方を向いているのでしょうか。復興を真剣に取り組む姿勢がなければ退陣してください。

記者会見する今村大臣
新聞報道より

核禁止条約会議になぜ不参加？

先月3月末のニューヨークにおける「核兵器禁止条約の国連会議」に唯一の被爆国・日本政府は参加しませんでした。なぜでしょうか。

広島では原爆ドーム前で地元市民が宣伝・署名行動を行い日本政府への怒りをぶつけています。

「核兵器はいらない」と説得するのが日本の役割であり、使命ではないかと考えます。核兵器と人類は共存できないのです。

今、核兵器保有国とその同盟国が「核兵器廃絶の条約」をつくることに反対しています。世界で唯一の戦争被爆国でありながら、日本政府は「核兵器禁止条約の国連会議実行を盛り込んだ決議」に反対したのです。

被爆者は昨年4月、「すべての国が核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを求める国際署名」を始めたそうです。私たちも被爆者とともに引き続き原水爆禁止を訴える核廃絶署名に取り組みたいと思っています。

4丁目　荻窪　とよ子

「教育勅語」教材使用認める

森友学園の疑惑の中で、塚本幼稚園では園児に教育勅語を暗唱させていたことが、あらわになりました。

戦前の侵略戦争の推進力となり、軍国少年を生みだした教育勅語が、今なぜ幼稚園児に押し付けれれているのでしょうか。

明治維新で日本は、天皇を絶対的支配者とする国家体制となり、欧米列強に追いつくべく、富国強兵策を推進しました。

そしてアジアの盟主を目ざし、近隣諸国に侵略戦争を繰り返し行い、海外で戦死する兵士が増え、外国で犬死などまっぴらという気分が広まり、軍人が思うように集まらなくなってきました。

一方、こうした強権専制政治ではなく、アメリカ革命やフランス革命、啓蒙思想から学び自由民権運動が発展し、共和制を目指す動きが活発になり、土佐の植木枝盛や東京の五日市では現憲法に先駆けるような憲法草案が発表されました。政府はこうした動きに警戒心を強め、徴兵制を敷き、明治23年（1890）に教育勅語が出されました。

教育勅語は教育の根幹とされ、その核心は「一旦緩急あれば義勇公に奉じ」とあります。

昭和20年（1945年）侵略したアジア諸国と日本国民に多大な惨事をもたらし、軍国主義、独裁体制は崩壊しました。

この痛苦の反省から日本国憲法が制定され、「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希望する人間の育成」を掲げた旧教育基本法が制定されました。「教育勅語」は憲法と教育基本法に反するから、1948年に衆参両院で排除、失効確認の決議が行われました。

しかし、安倍首相は森友学園の教育を絶賛し、教育勅語を教材に用いることを認める閣議決定までしています。

首相の真意は戦前の暗黒政治への回帰であったのではないでしょうか。

いま、私たちは大きな岐路に直面しています。反動の動きを許さないよう力を合わせていきましょう。

渋田見　太田勍

やはり忖度（そんたく）はあった！
務台議員側、公民館に接触を認める

信濃毎日新聞4月11日付の報道によると、12月2日の「町民と政党のつどい」公民館使用取り消し問題に関して、自民党の務台俊介議員（衆議院長野2区）の秘書が「政治的に偏った集会に公民館は使えないのではないか」と公民館に接触し、町公民館の規約を取り寄せた上で「政治的利用は公平に」との連絡をしたのを認めました。

秘書は「使用許可取り消しなどは申し入れていない」と説明したそうです。

一方、平川前公民館長は「務台氏の秘書や町民から、政治的に偏っていないかとの指摘があり、開催3日前に主催者から集会内容を聴取し、開催前日に許可取り消しを決めた」「外部の指摘で許可の再検討をしたのは事実」と追認しました。

また記事では東京大大学院教育研究科の牧野篤教授（社会教育学）は「問い合わせにより、何らかの政治的配慮が働いたとみられてもおかしくない。公民館は住民の自由な学びを保障する場、議員は市民活動に及ぼす影響の大きさを考えて行動すべきだ」としています。

「戦争法に反対する池田町民の会」は、会の結成総会、学習会・決起集会を27年度は4回、公民館を何の問題もなく使用してきました。

今回のみ取り扱いを変更し、前日に取り消し、他の施設も使用禁止にしたのは、どうしても「つどい」を中止させたかった「力」が働いたとしか考えられません。

1月29日には民進党参議院議員杉尾秀哉さんが、池田公民館で国政報告会を実施しました。町は公民館使用の整合性をどう説明するのでしょうか。

公民館問題を考える学習会

4月9日に福祉会館で「公民館問題を考える学習討論会」が行われました。

講師に金枝弁護士（大町・あおぞら法律事務所）を招き、憲法21条で保障された基本的人権「集会の自由とは何か、制限される場合は何か」などを講演していただきました。

「公民館長が行った使用許可取り消し処分の違憲性・違法性」がますます明確になりました。

講演する金枝弁護士

当日は、民進党、共産党、社民党、みどりの党の代表も参加し、感想や意見が出されました。

「町の処分をこのまま看過できない」「この問題を取り組むことは、池田町の自治を高めることになる」「野党共闘が出発点だった。政策を決め早く共闘を進めよう」「教育委員会が全く機能していない。庁議で前日に取り消すなどもってのほか」など。

参加者からも多くの質問や意見が出されました。

中島　牛越邦夫

マイクロバスで行く高遠への旅

今年も実施します

日本共産党池田ファンクラブでは恒例のバス旅行を次の日程で行います。お誘いあってご参加ください。

日時　5月24日（水）8時30分出発
16時30分着

見学場所
・高遠城址公園・蓮華寺（石工）・絵島の墓・しんわの丘（ローズガーデン）

昼食と入浴の場所
高遠さくらホテル（0265-94-2200）

買い物場所
・かんてんぱぱ、・グリーンファーム

会費　2000円（昼食代と入浴料は自己負担）

定員　25名（先着順）

参加を希望する方はファンクラブ役員までご連絡ください。